

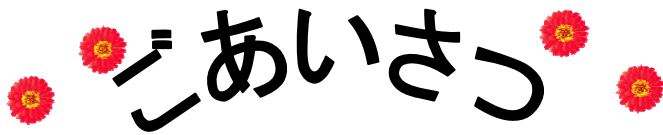


# 修学資金貸与制度 ご利用の案内



平成21年10月17日 完成

社会福祉法人 **聖霊会**



医療を通して一人でも多くの方に、心と身体の癒しとともに神のみことばとその深い愛をお伝えしたいものと、聖霊奉侍布教修道女会のシスタ達が荒地に小さな種を蒔きました。その種が、一人ひとりの献身的な愛と奉仕によって、また地域の皆様方の温かい眼差しに慈しまれて、今日の聖霊病院、老人保健施設サンタマリア、聖霊居宅介護支援事業所へと社会福祉法人聖霊会は成長して参りました。

医療に直接携わっている聖霊病院は、名古屋市東部に位置し、その地域は教育環境に恵まれた文教地区にあり、愛と奉仕をモットーに昭和20年10月診療所として設立され、昭和22年から一般病院として徐々に増築増科を重ね内科をはじめ21診療科285床を有する病院にまで発展して参りました。

医療に関わる多種多様な職種の中でも多数を占める看護師の養成に意を注いで参りましたが、平成15年をもって養成機関である附属看護専門学校を閉校いたしましたので、今後の人材を広く社会に求めている現状であります。

病む人のため、社会のため医療を通して共に貢献しようではありませんか。看護師養成教育機関就学者に対し、聖霊病院独自の修学資金貸与制度がありますので、将来聖霊病院への勤務をご希望の方にご利用して頂きたいと考えます。

社会福祉法人聖霊会 聖霊病院

## 病院の概要



- 設立 昭和20年10月  
病床数 285床  
診療科目 内科・精神科・消化器内科・循環器内科・神経内科・小児科・外科・小児外科  
整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科  
麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・緩和医療科・歯科口腔外科  
付属施設 老人保健施設サンタマリア  
聖霊居宅介護支援事業所  
滝川小学校院内分校(かもめ学級):小児慢性疾患患者のため  
救急 名古屋市第二次救急病院  
看護 7:1 看護  
病棟 9病棟(機能別病棟)  
職員数 医師 41名・看護師(助産師・准看護師を含む)202名・看護補助9名・薬剤師11名  
診療放射線技士9名・臨床検査技師11名・理学療法士6名・作業療法士3名  
言語聴覚士2名・臨床工学技士2名・管理栄養士3名・診療情報管理士2名  
その他の職員154名  
臨床研修病院指定(厚生労働省:平成15年10月)  
日本医療機能評価機構認定 Ver. 5.0更新(2005年9月18日~2010年9月17日)  
福利厚生制度  
看護師宿舎: 2棟63室ワンルームタイプ(空調完備)を用意しています。  
親睦会: 職員の親睦を目的として「睦会」という親睦団体があります。ビアパーティ、職員旅行(一泊、日帰り)、クリスマスパーティなどを実施しています。  
厚生施設: リゾートトラストの会員で、全国のリゾートホテル(宿泊、レジャー)を会員料金で利用できます。  
事業所内ロザリオ保育所

# 社会福祉法人聖霊会修学資金貸与制度

社会福祉法人聖霊会では看護師を目指して勉強をしている方を対象に修学資金貸与制度を実施しております。卒業後、この規程に定められた期間聖霊病院に看護師として勤務に従事されると返済が免除されます。当制度の概要は次の通りです。

## 対象となる方

看護学校(大学・短期大学・専門学校)に通学中、または入学見込の方。  
但し、看護師資格取得時の年齢が30歳以下であること。

## 修学資金の金額及び、貸与時期

- ・金額: 月額 65,000円 × 12ヶ月 = 780,000円(年額)
- ・貸与回数: 年4回

	第1回	第2回	第3回	第4回
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
貸与月	6月	7月	10月	1月

## 貸与方法

修学資金を受ける方が指定した貸与受給者名義の金融機関口座へ振り込みます。

## 貸与期間

通学する看護学校の所定修業期間が貸与期間です。3年制専門学校および、短大の場合は3年間、また、4年制専門学校および、大学の場合4年間貸与します。  
在学中の方の場合は、申請時の4月からさかのぼり、残りの就学期間貸与します。

## 債務返済の免除

修学資金の貸与を受けた方が修学期間の終了後、引き続き当病院において修学に係る免許の保持者として就業し、規程の年数を勤務したときは当該貸与に係る債務を免除します。

修学資金貸与年数	勤務義務年数
4年	4年
3年	3年
2年	2年
1年	1年

## 債務返済の義務

- ①修学期間の中途退学
  - ②勤務義務期間中に中途退職をしたとき
  - ③修学に係る免許を取得できないとき
  - ④就業延期の申請期間を過ぎても就業できないとき
- ①～④の場合は貸与された修学資金をその時点で清算し返済するものとします。

## 就業の延期

返済免除の就業を下記の1から4の事由により修学期間終了後引き続き免許保持者として就業できない場合は、就業延期申請書に当該期間内に就業できない旨を証明できる書面を添えて理事長に申請して下さい。申請が許可されますと1年間のみ就業延期が認められます。

1. 他種の養成施設への進学(一年以内)
2. 傷病
3. 当該修学に係る免許取得試験の不合格
4. 理事長がやむ得ないと認めた場合